

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の20社であります。

- (1) アイデックコントロールズ(株)
- (2) IDECパワーデバイス(株)
- (3) IDECオプトデバイス(株)
- (4) (株)アイ・イー・エス
- (5) (株)朝日制御
- (6) IDECオートメーション(株)
- (7) IDEC CORPORATION
- (8) IDEC CANADA, LTD.
- (9) IDEC Australia Pty.Ltd.
- (10) IDEC Elektrotechnik GmbH
- (11) IDEC Electronics Limited
- (12) 台湾愛徳克股份有限公司
- (13) IDEC HONG KONG CO., LTD
- (14) 台湾和泉電気股份有限公司
- (15) IDEC IZUMI (H. K.) CO., LTD
- (16) IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.
- (17) 蘇州和泉電気有限公司
- (18) 愛徳克電気貿易(上海)有限公司
- (19) 和泉電気自動化制御(深圳)有限公司
- (20) 北京和泉電気有限公司

(連結範囲の変更)

当連結会計年度から、新規に子会社となった、IDECオートメーション(株)及び北京和泉電気有限公司を連結範囲に含めております。

### 2. 持分法適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 2社  
IDEC DATALOGIC(株)  
(株)東研
- (2) 持分法適用の関連会社は中間決算日が中間連結決算日と異なるため、当該関連会社の仮決算に基づく中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち蘇州和泉電気有限公司、愛徳克電気貿易(上海)有限公司及び和泉電気自動化制御(深圳)有限公司の3社の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、これらの会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - (イ) たな卸資産  
主として総平均法に基づく低価法
  - (ロ) 有価証券  
その他有価証券
    - ・時価のある有価証券  
中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ・時価のない有価証券  
移動平均法による原価法
  - (ハ) デリバティブ  
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産

IDEC(株)及び国内連結子会社は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用し、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	8年～38年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

(ロ) 無形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12～13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12～15年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリ・ス取引の処理方法

リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

IDEC(株)及び国内連結子会社は、消費税及び地方消費税の会計処理について税抜方式によっております。

## 5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

## 会計方針の変更

### 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会最終改正平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、29,899百万円であります。

なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。

### ストック・オプション等に関する会計基準等

当中間連結会計期間から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。